

パパの育児休業取得を応援します

☆育児休業制度の基礎知識（育児・介護休業法の内容）

- ・性別を問わず、男性も取得できます。
- ・妻が専業主婦や育児休業中であっても、夫は取得できます。
- ・原則として、子どもが満1歳になるまでの間で、労働者が希望する期間取得できます。
- ・育児休業開始予定日の原則として1か月前までに勤務先に書面で申出ることが必要です。

<申出事項>

- ・申出の年月日・労働者の氏名・申出に係る子の氏名、生年月日、労働者との続柄
- ・休業開始予定日及び休業終了予定日

☆男性の育児休業取得を進めるための制度

○「パパ・ママ育休プラス」は、両親がともに育児休業をする場合に、以下の要件を満たした場合には、育児休業の対象となる子の年齢が1歳2か月に達するまで延長されます。

<要件>

- ① 配偶者が子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに育児休業を取得していること
 - ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
 - ③ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
- ※1人当たりの育休取得可能最大日数（産後休業含め1年間）は変わりません。

○「パパ休暇」の対象となった場合は、育児休業が2回取得できます。

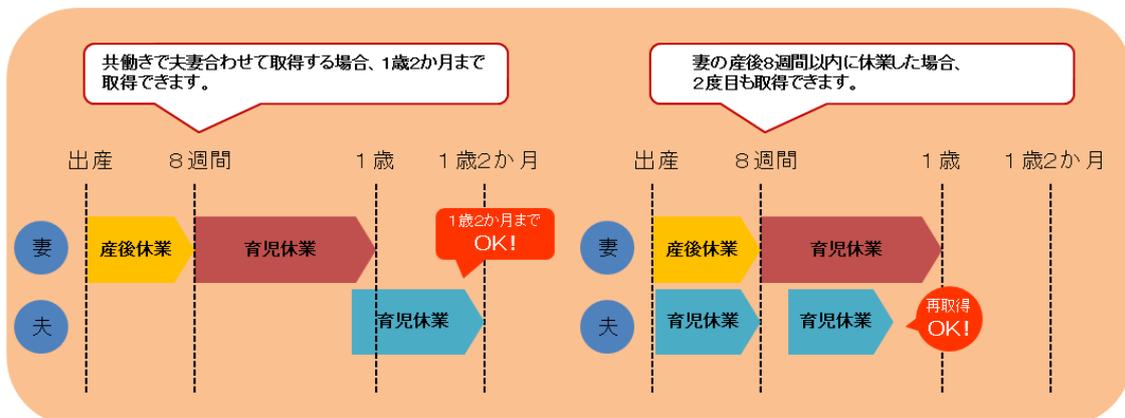
通常、育児休業の取得は原則1回までですが、子の出生後、父親が8週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度、育児休業が取得できます。

<要件>

- ① 子の出生後8週間以内に育児休業を取得していること
- ② 子の出生後8週間以内に育児休業が終了していること

「パパ・ママ育休プラス」取得例

「パパ休暇」取得例



☆会社に制度がなくても、育児休業は取得できます。

また、育児休業を申し出たことや取得したことを理由として解雇などの不利益取扱いをすることは法律で禁止されています。

育児休業制度 Q & A

Q 上司に休業を申し出ても認められない場合はどのようにすればよいのですか？

A 育児休業の取得は、法律に基づく労働者の権利であり、基本的に事業主はその取得を拒否・制限することはできません。どうしても上司の理解が得られない場合は、人事労務担当者や勤務先の労働組合に相談することなどが考えられます。

また、労働局雇用環境・均等室では、相談を受け付けるとともに、事業主に対する指導などを行っています。

Q 復職後に、人事や給与などの面で不利益な取扱いをされる心配はありませんか？

A 育児・介護休業法では、育児休業の申出や取得を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止しています。減給や昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うことは、不利益取扱いに該当する場合があります。事業主から不利益な取扱いを受けた場合には、労働局雇用環境・均等室にご相談ください。

なお、事業主は、労働者やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合には、当該労働者に対して個別に、育児休業中及び休業後の待遇や労働条件などを知らせるよう努めることとされています。

☆育児休業中の経済的支援について

会社の制度によりますが、雇用保険の被保険者であれば、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。また休業中の社会保険料は、労使ともに免除されます。

育児休業給付金は、休業開始後6ヶ月間は賃金の67%、それ以降は賃金の50%支給されます。(パパ・ママ育休プラスを利用した場合、最大12か月分が賃金の67%支給されます。)

給与所得がなければ、雇用保険料も生じません。育児休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません(翌年度の住民税算定額にも含まれません)。

参考サイト

★厚生労働省ホームページ (育児・介護休業法について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

★イクメンプロジェクト公式サイト (男性の育児に関する情報が満載)

<http://ikumen-project.jp>

★徳島労働局ホームページ

<http://tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

育児休業に関するお問合せ、ご相談は

徳島労働局雇用環境・均等室

徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

TEL 088-652-2718